

「特別用途食品の表示許可等について」の全部改正（案）に関する  
意見募集での御意見及び御意見に対する考え方（抜粋）

総合栄養食品及びえん下困難者用食品の申請について

御意見

糖尿病用組合せ食品及び腎臓病用組合せ食品においては、同一の栄養基準に基づき設計された複数の献立を1製品として申請しても差し支えないこととされている。**総合栄養食品**及びえん下困難者用食品においても、味のバリエーションを増やすことは利用者の選択肢を増やし継続性を高めることにつながるため、**同等栄養成分で味やフレーバーの異なる食品については、複数食品を1製品として申請しても差し支えないこととしていただきたい。**なお、上述の申請方法が認められる場合には、許可後における品質管理等の定期的な報告においても、糖尿病用組合せ食品及び腎臓病用組合せ食品と同様の取り扱いとしていただきたい。

御意見に対する考え方

今回、糖尿病用組合せ食品及び腎臓病用組合せ食品については、「組合せ食品」という特殊性に鑑み、複数の献立を1製品として申請して差し支えないとする考え方を採用しました。

一方で、特別用途食品の1つである特定保健用食品については、味やフレーバーの異なるものは別製品として扱っています。

**食品の単位の考え方については、個別の事情を踏まえ、慎重に検討したいと考えています。**